

報道関係者各位



一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

諮問委員会からの答申書の発表

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下「EMA」）では、青少年の保護と健全な育成を目的とし、啓発・教育活動や認定制度を実施しております。

この度、有識者によって設置された諮問委員会から2015年3月31日付で答申が発表されましたのでご報告させていただきます。

本答申は、2014年9月18日に当機構の代表理事から諮問された、2013年10月から2014年9月までの期間における第三者機関としての独立性、透明性、実効性に関して、諮問委員会において評価・検証した結果となります。

詳細につきましては以下の答申書をご覧ください。また、諮問事項と答申書の概要は以下のとおりとなります。

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構定款4条第(3)号及び4.4条に基づく第三者機関としての独立性、透明性、実効性に関して（答申）

http://www.ema.or.jp/organization/toushin_150331.pdf

EMAといたしましては、諮問委員会からの答申内容を厳粛に受け止め、今後理事会及び各委員会において改善策を検討し実行することにより、第三者機関としての独立性、透明性、実効性の維持、向上を図ってまいります。

【答申内容の項目】

1. はじめに
2. 認定制度のあり方
 - (1) 認定取得へのインセンティブの多様化
 - (2) フィルタリングの現状と認定制度のあり方
3. 評価情報提供制度
 - (1) OS事業者への情報提供
 - (2) 携帯電話会社、フィルタリング会社への情報提供
 - (3) 一般向け情報提供
 - (4) 行政への情報提供
 - (5) 米国の団体との提携の是非
4. 公開プラットフォームを活用した普及啓発

- 5 . 組織運営方法
- 6 . 財務面の改善
- 7 . おわりに

◆ 諮問委員会構成メンバー（2015年3月31日現在）

委員長	甲南大学法科大学院 教授	園田 寿
委員長代行	上智大学 教授	音 好宏
委員	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT 研究会代表・消費者団体訴訟室長	石田 幸枝
委員	安心ネットづくり促進協議会 副会長	曾我 邦彦
委員	公益社団法人日本 PTA 全国協議会 元会長 京都大学大学院 教授	曾我部 真裕

◆ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 定款

<http://www.ema.or.jp/soukai/teikan.html>

【参考】EMA組織構成図

<http://www.ema.or.jp/organization/soshikizu.pdf>

本プレスリリースに関するお問合せ先
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
事務局 広報担当：岸原、清水
〒106-0031 東京都港区西麻布1-4-38 千歳ビル3F
電話番号：03-6913-9235 FAX：03-5775-3885
<http://www.ema.or.jp/>
e-mail:info@ema.or.jp

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
定款4条第(3)号及び44条に基づく
第三者機関としての独立性、透明性、実効性に関して
(答 申)

2015年3月31日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

諮問委員会

答 申 書

2015年3月31日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
代表理事 高橋正夫 殿

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
諮問委員会 委員長 園田 寿

2014年9月18日付け諮問にありました以下の諮問事項について、諮問委員会において慎重に検討を行った結果、別記のとおり答申します。

記

【諮問事項】

2013年10月1日から2014年9月30日の期間において、

1. EMA 理事会において策定された「中長期ビジョン」及びそれに基づく第三者機関としての今後のEMAの活動について、実効性、中立性及び透明性について、関係資料及び関係各所における統計資料を参考に、検討を願いたい。

以 上

別 記

目 次

答 申	5
1 . はじめに	5
2 . 認定制度のあり方.....	5
(1) 認定取得へのインセンティブの多様化	5
(2) フィルタリングの現状と認定制度のあり方.....	6
3 . 評価情報提供制度.....	7
(1) OS 事業者への情報提供	7
(2) 携帯電話会社、フィルタリング会社への情報提供.....	7
(3) 一般向け情報提供	7
(4) 行政への情報提供.....	8
(5) 米国の団体との提携の是非	8
4 . 公開プラットフォームを活用した普及啓発	9
5 . 組織運営方法.....	9
6 . 財務面の改善.....	9
7 . おわりに	10
検討にあたり確認した主な資料等	11
諮 問.....	12
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 諮問委員会 委員.....	13

答 申

1. はじめに

本答申のはじめに、まずは昨年度答申のフォローアップを行うべきところであるが、昨年度答申の主要な内容は、正式には2014年5月に策定された「EMA 中長期ビジョンに関する最終報告」(以下「中長期ビジョン」と言う。)の検討段階の案に関するものである。今年度も、この中長期ビジョンを主な検討課題とすることになるため、本答申においては、昨年度答申のフォローアップは本文の中で適宜行うこととし、ここでは以下のとおり、全体に関わるものとして、中長期ビジョンで示された基本ビジョンについて述べる。

基本ビジョンとして示されているのは、以下の3点である。

- ・ ICT 分野における青少年保護と健全な育成を図るとともに、コンテンツ産業の健全な発展が実現される環境を目指す。
- ・ 中立的な第三者機関としての立場から社会的な要請に対応した施策を提供する。
- ・ グローバル環境に最適化した施策を提供するとともに、グローバル・スタンダードにおけるイニシアティブを促進する。

これらを一言で言えば、受動的な認定・運用監視に加え、情報提供、提言などの能動的な役割をEMAが担うべきことが示されており、社会的な要請に応じ、EMAの役割の転換を図ろうとするものであるとすることができる。

昨年度答申で詳細に指摘したフィルタリングをめぐる状況の変化は、MVNO事業者の増加などの要素も加わり、ますます大きなものとなり状況は複雑化しており、事業者と保護者との青少年保護に関する情報格差は拡大している。

この点、EMAは独立性、中立性、専門性、透明性を備えた民間の第三者機関として稀有な存在であり、上記のような状況の中、その役割はさらに重要なものとなっている。フィルタリングに関する認定・運用監視だけでは十分な実効性が期待できなくなってきた今日、中長期ビジョンの策定によりEMAがより能動的な役割を果たすことには、非常に大きな社会的意義がある。

当委員会としては、EMAのこのような取り組みを高く評価するとともに、それを広く周知することによって関係事業者、保護者、省庁・自治体等を始め広く社会の理解と信頼を獲得し、EMAのよって立つ社会的基盤をより強固にされるよう期待したい。

以下、概ね中長期ビジョンの項目にそって所見を述べる。

2. 認定制度のあり方

(1) 認定取得へのインセンティブの多様化

上述のように中長期ビジョンではEMAがより能動的な役割を果たすこととされているが、認定制度が引き続きEMAの重要な業務であることは言うまでもない。

しかし、昨年度答申において指摘しているように、機器の多様化や未認定の通話アプリの普及などの要因によりフィルタリング利用率が低下している。これを事業者側から見れば、認定取得へのインセンティブが低下しているということになる。このところ、コミュニティサイト利用に起因する児童の福祉犯被害は急増しているが、その一因がこうした状況にあることは明らかであり、深刻な問題となっている。

この問題については、引き続き啓発・教育によってフィルタリング利用率の向上を図ることがもちろん重要であるが、これに加えて、別な形で認定取得へのインセンティブを生じさせる方策の検討が必要である。

この点、一部のテレビ局では、ゴールデンタイムでのソーシャルゲームのCMを認定サイト・アプリに限定しているとされ、また、一部の証券会社では、上場手続の際に認定を取得するよう指導しているとされる。

このような形で、認定制度の社会的認知の向上によって、フィルタリング以外の場面で認定制度が利用されることは、認定取得へのインセンティブとなると考えられる。今後は、このような観点から放送業界や広告業界、ゲーム業界など、これまで関係があまり密ではなかった業界にもEMAおよび認定制度の存在とその意義を周知させ、認定取得へのインセンティブ多様化に向けた努力が期待される。

(2) フィルタリングの現状と認定制度のあり方

フィルタリングの内容についてはフィルタリング会社によって異なり、例えば、高校生を対象とするフィルタリングについて言えば、「コミュニケーション」のカテゴリーがフィルタリング対象とされている場合とされていない場合とがある。

フィルタリングの内容を民間事業者に委ねる青少年インターネット環境整備法の趣旨からしても、このこと自体に問題があるわけではないが、懸念されるのは、フィルタリングにこのような違いがあることが一般に知られていないということである。

保護者にはフィルタリングの重要性を理解した上で、このような違いをも認識してフィルタリングを設定することが求められるが、実際には容易ではない。EMAとしては、後述のようなアプリに関する情報提供だけでなく、フィルタリングそのものに関する情報についても分かりやすく情報提供を行って保護者の判断を支援する必要がある。

また、上述の例からも分かるように、実際に提供されているフィルタリングは、例えば小学生向け、中学生向け、高校生向けというように段階的なものとなっている。ところが、EMAの認定制度はこのような段階的なものではなく、認定されるかどうかという二値的なものである。そこで、より適切なフィルタリングを行うため、認定制度の多段階化(いわゆるレイティング)の可能性について、そのためのコスト負担のあり方も含め、関係事業者の理解も得ながら検討を進めていく必要があるのではないかと。

3. 評価情報提供制度

(1) OS 事業者への情報提供

中長期ビジョンの作成と並行して、EMA では OS 事業者と協議を行い、個別のアプリに関して専門的な第三者の立場から評価した情報をアプリマーケット運営のために提供することとなった。

スマートフォンの普及に伴い、携帯電話利用における青少年保護のために OS 事業者に期待される役割が大きくなっている中、このような取り組みは貴重である。行政・事業者を通じて、OS 事業者のようなグローバルな事業者との間でこのような関係を構築できた例はほとんど皆無であり、EMA のこうした取り組みは画期的なものとして高く評価できる。

一方で、OS 事業者も、このような情報提供に要するコストの負担も含め、関係事業者としての貢献が期待される。

(2) 携帯電話会社、フィルタリング会社への情報提供

このところ、MVNO 事業者によるサービス提供が非常に活発化しており、この先、いわゆる格安スマホの普及が急速に進むことが予想されている。しかし、MVNO 事業者の青少年保護への取り組みは後手に回ってきたことは否定できず、現在、MVNO 事業者の間でガイドラインの作成が進められている。EMA はこの作業に積極的に情報提供をしているということである。

格安スマホにおいては、フィルタリングの設定を行うべきスマートフォン端末の販売と MVNO 事業者が提供する SIM カードの販売とが分離することになり、販売店において店員の助力を得ながら設定を行うという従来の方法が利用できないことになる。また、そもそも、MVNO 事業者は端末について責任を負わないのであるから、青少年インターネット環境整備法の前提とはそぐわないところがある。

こうした問題点は、根本的には法律そのものが状況変化に対応していないことに起因するものであるが、EMA としては、現状において可能な範囲で事業者への協力を行い、また、格安スマホの利用者への情報提供を行うとともに、専門性をもつ第三者機関として、法制度の問題点を関係の各方面に訴えかけていくべきである。

ところで、MVNO 事業者以外の大手の携帯電話会社やフィルタリング会社については、EMA の活動と密接に関係する事業を行うものであり、これまでも実質的には緊密な協議を行ってきたところであるが、会員にはなっていないなど、一定の距離があった。これはある意味では不自然な事態であり、今後はより正式な関係をもつことが必要ではないかと思われる。

(3) 一般向け情報提供

中長期ビジョンでは、青少年自身やその保護者に対して判断材料を提供するために、申請に基づく認定制度とは別に、EMA が独自に中立的な第三者機関としての観点からアプリ

を評価し、一般向けにその情報を提供するとされている。現在のところ、網羅的なデータベースのようなものではなく、青少年に人気のアプリについて随時情報提供するような形態が考えられている。

この点については、昨年度答申において、第三者レーティング制度については、名誉・信用毀損といった法的な課題への対応が必要になるため、制度的な裏付けが必要であると考えられるという指摘を行ったところである。こうした情報提供が有益であることに疑いはなく、また、公共性のある事柄について公益目的で信頼に足る情報を発信するものであるから、実際に法的な責任を負わされる危険性は少ないと思われる。しかし、事業者からのクレーム対応の負担も生じることも考慮しつつ、慎重に進めることが必要である。

また、アプリの情報だけでなく、2014年5月に行ったいわゆるID掲示板に関する調査報告と注意喚起などのほか、上述のフィルタリングに関する情報など、より幅広いテーマについて適時に情報提供がなされることが望ましい。

なお、アプリに関する一般向け情報提供を行うことにより追加の費用はそれほど生じないため、利用者負担は求めないということであるが、EMAが社会の幅広い層から支えられることが望ましいという観点からしても、将来的には何らかの形で負担を求めることも考慮すべきである。

(4) 行政への情報提供

中長期ビジョンには特に触れられていないが、現在、行政へのアプリ情報の提供が検討されている。ただし、第1回の答申でも触れたとおり、EMAは警察庁からの犯罪情報の提供を受けており、今回、EMAから警察庁に情報提供することになれば、双方向的な関係となる。

警察庁への情報提供については、犯罪捜査に協力することになり、中立性との関係で問題が生じるのではないかと懸念される。

この点、提供が検討されている情報は、EMAが普段から収集し分析しているアプリやサイトに関する情報であり、アプリやサイトの認定・運用監視を通じて入手したのではなく、一般に公開されている情報に基づいたものである。また、あくまでも警察庁において一般的な参考資料として利用されるもので、個別の捜査に協力するものではない。

したがって、中立性との関係で大きな問題となるとは考えられないが、EMAにおいては、こうした疑念を抱かれることのないよう、透明性をもって実施すべきである。

(5) 米国の団体との提携の是非

中長期ビジョンでは、国外の同種の団体との提携について触れられており、具体的な候補として米国のCommon Sense Media Inc.が挙げられている。グローバルな事業者に働きかけるためには、同種の団体と連携することが必要であることは理解できるし、一般向け情報提供の手法などについても先進的な団体の取り組みを参照することには意義がある。

他方、EMA の人的・物的なリソースからすれば、直ちに本格的な提携によって成果を挙げられるかどうかは未知数であるが、地道な取り組みが期待される。

4．公開プラットフォームを活用した普及啓発

中長期ビジョンでは、ICT を利用した情報共有を推進することとされている。2015 年 2 月には、「ニコニコ動画」において、安心ネットづくり促進協議会（安心協）主催の情報提供番組配信の試行が行われ、EMA もこれに協力している。

各地での啓発事業に加え、ICT による最新情報の発信によって地域での自立した取り組みを支援することは極めて重要なことであり、こうした取り組みはむしろ遅きに失していたとも言えるかもしれない。

上記の試行では課題もあったようであるが、それも踏まえつつ取り組みが推進されることが期待される。上述のように主催者は安心協であるが、中立の立場から専門性の高い情報を提供する EMA の役割は大きく、安心協との協力と役割分担のもと、積極的に参加し、その存在意義を示すべきである。

5．組織運営方法

中長期ビジョンでは、従来の組織運営が硬直的であるとの評価がなされ、迅速で実効性ある組織構造が望まれるとし、いくつかの改革が提言されている。

従来の EMA では、中心業務である審査・運用監視の適正を図る趣旨から、委員会間の独立性を重視する組織体制となっていた。

審査・運用監視は今後も重要な業務であることから、こうした考え方を否定することは妥当ではないが、本答申冒頭でも述べたとおり、今後はより能動的な役割をも担っていくことが想定されている点も踏まえ、組織のあり方についても不断に見直していく必要がある。

6．財務面の改善

今期は、EMA の財務が特に悪化したが、様々な努力によって改善の兆しが見られるのは喜ばしいことである。健全な財務状況は独立性、中立性の基盤であり、この点には、今後とも最大限の注意を払う必要がある。

ところで、中長期ビジョンには、財務面の改善という項目があり、中長期にわたってコストダウンに務めること、過度に料金表 S ランクの手続き業者等に依存しないこと、認定制度による収入割合を、5 年後をめどに 50%以下とすることを目指すこと、収入の多様化を目指すこと、が掲げられている。

当委員会としては、にはもとより異存はなく、からについてはすでに過年度の答申においても同様の指摘を行っているところである。ただし、EMAを取り巻く環境は常に変化しており不測の事態もありうるところ、前述のように財務状況を健全に保つことが極めて重要であることから、やを進めるについては慎重さも必要である。

については、当面は情報提供など新たな活動によってより幅広い事業者からの収入を得ることが想定されているが、中長期的には利用者側からの応分の対価や寄付等を求めることも考えられる。

7. おわりに

本答申では、中長期ビジョンおよびそれに基づく取り組みについて評価を行ってきたが、青少年によるモバイルコンテンツの利用を巡る環境が複雑化する中で、EMAが受動的な認定・運用監視だけでなく、能動的な活動に乗り出したことについては、基本的に評価できる。引き続き、本答申において指摘した点に留意しつつ、青少年の安心・安全な利用環境の整備のために活動されることを期待したい。

以 上

検討にあたり確認した主な資料等

- ・ 諮問書
- ・ EMA 定款、各委員会運営規則
- ・ 「2013 年度決算報告」「2014 年度予算書」
- ・ 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会、啓発・教育プログラム部会、理事会・委員会連絡会議各議事録
- ・ 「モバイルコンテンツ運用管理体制認定基準」
- ・ 「モバイルコンテンツ運用管理体制認定基準概説書」
- ・ 「EMA 中長期変革ビジョンに関する最終報告」ほか 関係資料
- ・ プレスリリース一式
- ・ 警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について（平成 25 年下半年）」ほか広報資料
- ・ そのほか関係資料
- ・ 事務局ヒアリング
- ・ 審査・運用監視室ヒアリング

以上

(資 料)

諮 問

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
諮問委員会 委員長 園田 寿 殿

当機構の定款4条第(3)号及び44条に基づき当機構の活動に関し、下記事項について諮問します。

2014年9月18日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構
代表理事 高橋 正夫

記

2013年10月1日から2014年9月30日の期間において、

1. EMA 理事会において策定された「中長期ビジョン」及びそれに基づく第三者機関としての今後のEMAの活動について、実効性、中立性及び透明性について、関係資料及び関係各所における統計資料を参考に、検討を願いたい。

以上

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 諮問委員会 委員
(敬称略 2015年3月31日現在)

委員長	甲南大学法科大学院 教授	園田 寿
委員長代行	上智大学 教授	音 好宏
委員	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT 研究会代表・消費者団体訴訟室長	石田 幸枝
委員	安心ネットづくり促進協議会 副会長 公益社団法人日本 PTA 全国協議会 元会長	曾我 邦彦
委員	京都大学大学院 教授	曾我部 真裕